

ひょうご木の匠登録制度実施要綱

平成25年3月12日 林第1810号
農政環境部長通知
平成31年2月7日 林第1555号
農政環境部長通知
令和3年3月31日 林第1749号
農政環境部長通知
令和4年4月1日 林第1040号
農林水産部長通知
令和6年4月1日 林第2580号
農林水産部長通知
令和7年2月12日 林第2557号
農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築の担い手である工務店をひょうご木の匠として登録することにより、県産木材を取り扱う事業者として広く県民に周知するとともに、当該工務店の県産木材の利用意欲の喚起を図り、もって兵庫県産木材の利用促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兵庫県産木材 兵庫県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）第2条第1項第2号に定めるものをいう。
- (2) 合法的に産出された木材 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）その他関係法令が定めた手続きを行って伐採された木材をいう。

(ひょうご木の匠の登録)

第3条 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者（以下「建設業者」という。）は、兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築を推進する事業者（以下「ひょうご木の匠」という。）である旨の知事の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第4条 前条の規定によるひょうご木の匠の登録を受けようとする建設業者は、ひょうご木の匠登録申請書（様式第1号）に建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類及び誓約書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による登録を、ひょうご木の匠の名称により行うものとする。

(ひょうご木の匠の登録の基準等)

第5条 知事は、前条第1項に規定する登録の申請があった場合において、申請をした建設業者の業務の状況等が次の各号のいずれにも適合すると認めるときに、第3条の規定による登録を行うものとする。

- (1) 兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他の法令を遵守していること。
- (2) 構造計算を行うなど性能が明確な木造住宅を供給できる体制を有していること。
- (3) 梁や桁などこれまで兵庫県産木材の利用が低位な部材に兵庫県産木材を利用する技術等を有していること。

- (4) 兵庫県産木材を使用した木造住宅等の建築戸数や兵庫県産木材の使用量を増加させる計画を有すること
- (5) 産地見学会や住宅セミナー等を開催するなど消費者に対して、兵庫県産木材に関する情報を積極的に提供していること、又は提供する計画を有すること
- 2 知事は、前条第1項の申請をした者が前項各号に掲げる基準に適合するかを確認するため必要な調査を行うことができる。
- 3 知事は、第3条の登録をしたときは、当該申請をした建設業者に対して、ひょうご木の匠として登録されたことを証するひょうご木の匠登録証（様式第3号）を交付するとともに、遅滞なく、当該ひょうご木の匠についてひょうご木の匠登録簿（様式第4号）を調製し、一般の閲覧に供するものとする。

（ひょうご木の匠の業務）

第6条 ひょうご木の匠は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 兵庫県産木材を使用した堅牢かつ健康的な木造住宅を建築すること。
 - (2) 前条第1項第5号及び第6号の計画の達成に努めること
 - (3) 兵庫県産木材に関する情報を消費者等に積極的に提供し、兵庫県産木材への理解と信頼の向上に努めること
 - (4) 県が行う兵庫県産木材の使用の状況に関する調査に協力すること。
- 2 ひょうご木の匠は、前項に規定する業務に係る当該年度の実施結果について、ひょうご木の匠業務実績等報告書（様式第5号）により当該年度終了後の4ヶ月以内までに知事に報告しなければならない。

（ひょうご木の匠に係る変更等）

- 第7条 ひょうご木の匠は、ひょうご木の匠登録申請書の内容について変更が生じた場合は、ひょうご木の匠変更届（様式第6号）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証の記載事項に変更を要するときは、ひょうご木の匠は、ひょうご木の匠変更届に当該ひょうご木の匠登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定によりひょうご木の匠登録証の提出を受けた場合は、当該変更に係る事項に基づき木の匠登録証を改めて作成し、当該ひょうご木の匠に対して交付しなければならない。

（ひょうご木の匠の承継）

- 第8条 ひょうご木の匠について合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりひょうご木の匠の業務を承継した法人は、当該ひょうご木の匠の当該登録に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定によりひょうご木の匠の地位を承継した者は、ひょうご木の匠承継届（様式第7号）に承継の事実を証する書面及び第5条第3項の規定により従前のひょうご木の匠に対して交付された木の匠登録書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第1項の規定によりひょうご木の匠の地位を承継した建設業者に対して、改めてひょうご木の匠登録証を交付しなければならない。

（ひょうご木の匠の廃止）

- 第9条 ひょうご木の匠は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合に、当該各号に掲げる者が、ひょうご木の匠業務廃止届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- (1) ひょうご木の匠としての業務を廃止したとき 代表者であった者
 - (2) 死亡したとき その相続人
 - (3) 破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
 - (4) 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であった者
 - (5) 法人が第3号又は第4号以外の事由により解散したとき その清算人

- 2 ひょうご木の匠は、前項のひょうご木の匠業務廃止届を提出するときは、併せて第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証を知事に返納しなければならない。

(ひょうご木の匠の登録の抹消)

第10条 知事は、ひょうご木の匠に係る第6条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないと認めたとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、当該ひょうご木の匠に対する第3条の規定による登録を抹消することができる。

- 2 知事は、第1項の規定によりひょうご木の匠の登録を抹消したときは、その旨を当該登録の抹消を受けた建設業者に対して抹消の理由を付して書面により通知するとともに、当該建設業者に係るひょうご木の匠登録簿を閉鎖するものとする。
- 3 第1項の規定による登録の抹消を受けた建設業者は、第5条第3項の規定により交付を受けたひょうご木の匠登録証を速やかに知事に返納しなければならない。

(登録の取消し等)

第11条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段によって登録を受けたとき。
- (2) 第7条第1項、第8条第2項若しくは第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(報告の徴収等)

第12条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、ひょうご木の匠に対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員にひょうご木の匠の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ又は関係人に質問させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月12日より施行する。
- 2 この要綱は、平成31年2月7日より施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は、令和7年2月12日より施行する。

(様式第 1 号)

ひょうご木の匠登録申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

申請者

(名称)

(代表者職・氏名)

ひょうご木の匠として登録を受けたいので、ひょうご木の匠登録制度実施要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者

工 務 店 名			
代表者職・氏名			
所 在 地	〒 ー		
電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

2 添付書類（添付した書類に☑を入れてください）

- ☐ 登録基準調査票（様式第 1 号 - 別紙）
- ☐ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る通知書の写し 1 部
若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し 1 部
- ☐ 誓約書（様式第 2 号） 1 部

登 録 基 準 調 査 票

1 直近 3 年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴 (過去 3 年間)	無 ・ 有
-----------------------	-------

(注) 関係法令：建築基準法・建築士法・建設業法等

2 構造計算を行うなど性能が明確な木造住宅の供給体制の内容

住宅性能の評価方法	
構造計算の実施方法	
県産木材の調達方法	
県産木材の証明方法	
自社独自の取り組み	

(注) 安心で安全な県産木材利用木造住宅をどのように提供し又は提供するかについて記載。

3 県産木材の利用が低位な部材に県産木材を利用する技術等の内容

梁・桁等の利用方法	
自社独自の取り組み	

(注) 使用木材のうち県産木材の利用率を向上させる技術や取り組みについて記載。

4 県産木材利用木造住宅建築計画

区 分	現状	1 年目	2 年目	3 年目	計
年間住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟	棟	棟
上記(A)のうち 県産木材利用木造住宅 建築棟数(B)	棟	棟	棟	棟	棟
割合 (B)/(A)	%	%	%	%	%

(注 1) 県産木材利用木造住宅とは、木材使用量のうち県産木材の使用量が 50%以上の住宅

(注 2) 年間住宅建築棟数欄には、木造、非木造の住宅建築棟数を記載する。

(注 3) 計画期間中に県産木材利用木造住宅の建築棟数は増加すること。

5 県産木材使用量増加計画

区 分	現状	1 年目	2 年目	3 年目	使用量 伸び率
工務店における 県産木材年間使用量	(A) m ³	m ³	m ³	(B) m ³	(B)/(A) %

(注) 計画期間中に県産木材の使用量が概ね 20 m³程度増加すること。

6 消費者への県産木材に関する情報提供

これまでの取り組み実績	
今後 3 年間の取組	
1 年目	
2 年目	
3 年目	

(注 1) 産地見学会や住宅セミナー等を開催するなど消費者に対して県産木材に関する情報を積極的に提供してきた実績と、今後の取組を記載する。

(注 2) 今後 3 年間の計画を具体的に記載する。

(様式第2号)

誓約書

年 月 日

兵庫県知事 様

当社は、家づくりにおいて、兵庫県産木材を積極的に使用した家づくりに取り組む工務店等として、堅牢かつ健康的な兵庫県産木材利用木造住宅の建築促進に努め、地域の木材の利用拡大に努めます。

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)
(住所)
(TEL)
(Mail)

ひょうご木の匠登録証

登録番号 _____ 号

様

貴社を、兵庫県産木材を積極的に使用した
家づくりに取り組む工務店として登録する。

年 月 日

兵庫県知事

(知事氏名)

(様式第4号)

ひょうご木の匠 登録簿

登録番号		登録年月日	工務店名	所在地	代表者職氏名	連絡先	ホームページ
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	
第 号			〒	職名		電話	
			所在地	氏名		FAX	
						Email	

(様式5)

ひょうご木の匠業務実績報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

ひょうご木の匠登録工務店
(名称)
(代表者職・氏名)
(住所)
(TEL)
(Mail)

ひょうご木の匠登録制度実施要綱第6条の規定に基づき
告します。

年度の実績を報

記

1 木の匠登録工務店基本情報

登 録 番 号			
所 在 地	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			
自社メールハウスの有無	無 ・ 有		
所在地 :			

2 年度内での関係法令の違反歴

関係法令の違反歴	無 ・ 有
----------	-------

(注) 関係法令：建築基準法・建築士法・建設業法等

3 年度 兵庫県産木材利用木造住宅建築等実績

(1) 兵庫県産木材利用木造住宅建築・リフォーム棟数及び使用量

	年間住宅建築	年間住宅 リフォーム
棟数	棟(A)	棟(C)
上記のうち県産木材利用木造住宅 (県産木材の使用割合 50%以上) 棟数	棟(B)	棟(D)
割 合	%(B) / (A)	%(D) / (C)
県産木材使用量	m ³	m ³

(注) 実績が無い場合は 0 (ゼロ) を記入する。

(2) リフォームに係る県産木材使用箇所

--

4 ひょうご木の匠登録工務店としての活動状況 (ご自由にご記載ください)

兵庫県産木材の利用促進に貢献した活動や、これまで兵庫県産木材が使われていなかった部位での利用等(研修等への参加、イベント開催等の普及啓発や新工法採用による木材利用等)

--

5 「ひょうごの木」HP^{※1}でのPRの希望確認

①HPでのPRの希望	無 ・ 有
②HPでの毎年度の実績件数 ^{※2} の表示希望 (①で有と回答した申請者様)	無 ・ 有
③当年度竣工した県産木材使用木造住宅 の写真のHPへの掲載希望 (①で有と回答した申請者様)	無 ・ 有

③で有と回答した申請者様は、当該年度に竣工した県産木材使用木造住宅の写真(HPに掲載したいもの)を以下のファイル名にて添付ください。

写真ファイル名: 登録番号_貴社名.jpg (JPEG ファイルのみ)

※1 <https://hyogo-no-ki.jp/>

※2 年間住宅建築及びリフォーム棟数、県産木材利用住宅の年間住宅建築及びリフォーム棟数 (3(1)の A,B,C,D)

6 その他

(1) 貴社が兵庫県産木材を利用促進している動機をお聞かせ下さい。

(2) 今年度において兵庫県産木材の主な入手先とプレカットされている工場をお聞かせ下さい。

ひょうご木の匠登録変更届

年 月 日

兵庫県知事

様

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)
(住所)
(TEL)
(Mail)

ひょうご木の匠として登録内容を変更したいので、ひょうご木の匠登録制度実施要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 登録内容の変更理由

2 申請者

工 務 店 名			
代表者職・氏名			
所 在 地	〒 ー		
電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

2 添付書類（添付した書類に☑を入れてください）

- ☐ 登録基準調査票（様式第 1 号 - 別紙）
- ☐ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る通知書の写し 1 部
若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し 1 部
- ☐ 木の匠登録証 1 部（登録証の記載事項を変更する場合）

(様式第 7 号)

ひょうご木の匠承継届

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)
(住所)
(TEL)
(Mail)

ひょうご木の匠の業務を承継しますので、ひょうご木の匠登録制度実施要綱第 8 の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 承継の理由

2 申請者

工 務 店 名			
代表者職・氏名			
所 在 地	〒 ー		
電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

2 添付書類（添付した書類に☑を入れてください）

- ☐ 登録基準調査票（様式第 1 号 - 別紙）
- ☐ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る通知書の写し 1 部
若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し 1 部
- ☐ 誓約書（様式第 2 号） 1 部
- ☐ 登録証（登録証の記載事項に変更がある場合）

登 録 基 準 調 査 票

1 直近 3 年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴 (過去 3 年間)	無 ・ 有
-----------------------	-------

(注) 関係法令：建築基準法・建築士法・建設業法等

2 構造計算を行うなど性能が明確な木造住宅の供給体制の内容

住宅性能の評価方法	
構造計算の実施方法	
県産木材の調達方法	
県産木材の証明方法	
自社独自の取り組み	

(注) 安心で安全な県産木材利用木造住宅をどのように提供し又は提供するかについて記載。

3 県産木材の利用が低位な部材に県産木材を利用する技術等の内容

梁・桁等の利用方法	
自社独自の取り組み	

(注) 使用木材のうち県産木材の利用率を向上させる技術や取り組みについて記載。

4 県産木材利用木造住宅建築計画

区 分	現状	1 年目	2 年目	3 年目	計
年間住宅建築棟数 (A)	棟	棟	棟	棟	棟
上記(A)のうち 県産木材利用木造住宅 建築棟数(B)	棟	棟	棟	棟	棟
割 合 (B) / (A)	%	%	%	%	%

(注 1) 県産木材利用木造住宅とは、木材使用量のうち県産木材の使用量が 50%以上の住宅

(注 2) 年間住宅建築棟数欄には、木造、非木造の住宅建築棟数を記載する。

(注 3) 計画期間中に県産木材利用木造住宅の建築棟数は増加すること。

(注 4) 1 年間の建築棟数のうち、県産木材利用木造住宅を概ね 3 割以上建築する計画とする。

5 県産木材使用量増加計画

区 分	現状	1 年目	2 年目	3 年目	使用量 伸び率
工務店における 県産木材年間使用量	(A) m ³	m ³	m ³	(B) m ³	(B) / (A) %

(注) 計画期間中に県産木材の使用割合が増加すること。

6 消費者への県産木材に関する情報提供

これまでの取り組み実績	
今後 3 年間の取組	
1 年目	
2 年目	
3 年目	

(注 1) 産地見学会や住宅セミナー等を開催するなど消費者に対して県産木材に関する情報を積極的に提供してきた実績と、今後の取組を記載する。

(注 2) 今後 3 年間の計画を具体的に記載する。

(様式第 8 号)

ひょうご木の匠業務廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者
(名称)
(代表者職・氏名)
(住所)
(TEL)
(Mail)

ひょうご木の匠の業務を廃止しますので、ひょうご木の匠登録制度実施要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 廃止の理由

2 申請者

工 務 店 名			
代表者職・氏名			
所 在 地	〒 ー		
電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

2 添付書類（添付した書類に☑を入れてください）

☐ 登録証